

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 財務監査（定期監査）
- 2 監査の対象 環境部
環境政策課、環境保全課、廃棄物減量推進課、廃棄物指導課、
不適正処理事案対策室、クリーン推進課、施設課、
西部クリーンセンター、東部クリーンセンター、クリーンピユアと
どろき
- 3 監査の期間 令和3年9月30日（木）～令和3年11月17日（水）
- 4 監査の着眼点
 - (1) 収入事務は適正か。
 - (2) 支出事務は適正か。
 - (3) 契約事務は適正か。
 - (4) 財産管理事務は適正か。
- 5 監査の実施内容
令和3年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われている
か関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により
実施した。
- 6 監査の結果
上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、契約事務につき、別記のと
おり改善を要する事項が見受けられた。
なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 粗大ごみ受付センター電話料（雑入）において、佐世保市財務規則第 66 条の 2 で「納期限について、法令又は契約若しくは処分に定めがないときは、納人及び債権金額を確認した日から 20 日以内における適宜の納期限を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が 20 日より後の日付になっているものがあった。

（廃棄物減量推進課）

- ② 手数料の収納において、佐世保市財務規則第 78 条第 1 項で「出納員等が、歳入金を収納したときは、…その日又はその翌日までに公金銀行等に払い込まなければならない。」と規定されているにもかかわらず、払い込みが遅れているものがあった。

（廃棄物減量推進課）

- ③ 雑入の調定において、佐世保市事務処理規程第 7 条第 6 号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関する事。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。

（廃棄物指導課）

調定の専決区分誤りについては、前回は指摘した事項である。規則等を再認識し、再発防止に取り組むとともに、適正な収入事務の遂行を図られたい。

2. 契約事務

- ① 佐世保市環境センター警備業務委託契約ほかの変更契約において、佐世保市事務処理規程第 7 条第 30 号で「…1 件 300 万円以上 600 万円未満の経費の支出負担行為に関する事。」は部長の専決事項と規定されているにもかかわらず、変更契約締結伺について部長の決裁を受けていなかった。

（環境政策課）

- ② 公衆便所清掃業務（JR 佐世保駅高架下）委託契約において、仕様書で定められた年始期間の夜間清掃の履行確認を行わないまま、委託料の支払いを行っていた。

（環境政策課）

- ③ 「リース終了物件引取費用及びデータ消去作業」の業務において、佐世保市財務規則第 177 条第 1 項及び佐世保市財務規則事務取扱要領 3(1)イ(1)で「…決定業者の見積書は徴する。」と規定されているにもかかわらず、業務履行前に決定業者からの見積書を徴していなかった。

（環境保全課）

④ リサイクルショップ連携チラシデザイン作成業務委託契約において、佐世保市財務規則第 177 条第 1 項及び佐世保市財務規則事務取扱要領 3(1)ア(1)で「…ただし、決定業者の見積書は徴する。」と規定されているにもかかわらず、決定業者からの見積書を徴していなかった。

(廃棄物減量推進課)

⑤ 佐世保市家庭系燃やせないごみ及び資源物収集運搬業務委託契約ほかにおいて、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定によらない契約であるにもかかわらず、佐世保市財務規則第 144 条第 6 号を適用し、契約保証金を免除していた。

(廃棄物減量推進課)

⑥ 佐世保市家庭系ごみ有料化事務処理業務委託契約において、仕様書で「…取りまとめた受領書(市控え)は、月次で配送月の翌月 5 日までに甲へ届けること。」と定めているにもかかわらず、期日までに提出させているか確認できなかった。

(廃棄物減量推進課)

⑦ クリーンピュアとどろき乾燥汚泥等運搬業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 7 条第 1 項で「予定価格は、…積算価格の 100 円未満の端数を切り捨てた額に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、誤った金額を予定価格として設定していた。

(施設課)

仕様書に基づく履行確認(上記②及び⑥)については、前回発見された不備事項であり、改善を求めているにもかかわらず、不適切な処理を繰り返している。契約事務の執行にあたり、漫然と処理するのではなく、規則・要綱等を再確認し、決裁権者が責任をもって、事務処理の適正化を図られたい。